

滋賀県立八日市高等学校の部活動に係る活動方針

1 活動方針

- 学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、合理的、効率的、効果的な取組を行う。
- 好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上を目指し、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとなるよう取り組む。

2 活動時間・休養日等

- 平日の活動
 - ・夏季 3月1日～10月31日 18時30分まで（完全下校 19時30分）
 - ・冬季 11月1日～2月28日 18時まで（完全下校 19時）
 - ※顧問などの許可があり、担当教員が残留する場合のみ活動時間を30分延長できる。ただし、完全下校時刻は厳守する。
 - ※1年生の1学期中間考査までは、完全下校時刻を18時とする。
 - ※原則として、週1日以上休養日を設けるものとする。
 - ※早朝練習は原則行わないこととし、特に実施の必要がある場合には校長の許可を得て行うものとする。
- 週休日・休日等の活動および休養日
 - ・週休日、休日等の活動時間は、概ね4時間以内を原則とする。なお、公式戦のほか、練習試合等で終日となる活動については、校長の許可を得て、計画的に実施するものとする。
 - ・週休日、休日等については、原則として2週間で1日の完全休養日（活動休止日）を設ける。（4週間あたり2日以上休養日）
 - ※課業期間中の週休日、休日等については、泊を伴う遠征および合宿は原則として禁止する。ただし、5月の連休を除く。
- 定期考査前および定期考査中の活動
 - ・早朝練習も含め、原則禁止とする。
 - ①公式に（高体連または高文連が主催して）行われる大会の日からさかのぼって3週間以内であれば活動を認める。ただし、土日・休日等は禁止する。
また、考査開始前日の活動は禁止する。
(活動時間) 考査一週間前 平日17時まで（7限授業日は17時30分まで）
考査中 平日14時まで
※部活動終了後の着替え等を含めて上記時刻に完全に終了
 - ②公式に（高体連または高文連が主催して）行われる大会がない場合でも、年間最大2回まで、考査前および考査中の活動を認める。
ただし、①の場合と合わせて最大年間に2回までとし、①が年間2回に満たない場合のみ、②を適用できるものとする。
また、活動時間や条件は上記①の場合と同様とする。
- 本校の強化指定を受けている部活動については、活動時間の制限等を別途定める。

3 学校単位で参加する大会、試合、コンクール等

- 高体連、高文連が主催する大会等を基準とし、校長の許可を得て出場するものとする。

4 体罰防止

- 体罰は決して許されないものであり、部活動でのプレーミス等を指導する際にもあってはならないものであることを、すべての顧問が認識して指導に当たる。

5 熱中症・落雷事故等の防止

- 夏季の暑熱環境に配慮し、環境省から提供される「暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）」の予測値・実況値等を参考にして、無理のない活動を計画し、実施する。
- 野外での活動に当たっては、落雷や突風の発生しやすい天候時には、十分に配慮した計画を立てて、安全確保に十分配慮して実施する。
- 荒天が予想される場合には、活動計画を柔軟に見直して対応するなど、交通機関の運行状況や生徒の登下校時の安全確保に十分配慮する。

6 会計処理

- 部費の徴収を行う場合や、生徒会から支給される旅費を部費に充てる場合は、保護者あて文書により、事前に承諾を得る。また、併せて会計報告を行うものとする。